【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 東海財務局

【提出日】 平成29年12月21日

【会社名】 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

【英訳名】Village Vanguard CO.,LTD.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 白川 篤典

【本店の所在の場所】 名古屋市名東区上社一丁目901番地

【電話番号】 052-769-1150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 滝島 知樹 【最寄りの連絡場所】 名古屋市名東区上社一丁目901番地

【電話番号】 052-769-1150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 滝島 知樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

臨時報告書

1【提出理由】

平成29年12月19日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款を以下の通り、一部変更する。

(下線は変更箇所を示します)

(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、19,800,000株とする。 (単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。 普通株式 19,800,000株 A種優先株式 1,500株 (単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。 第2章の2 A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式を有するは、当該期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当という。)又はA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又はA種優先株式でを有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通登録株式質権者(以下「普通株主」という。)と、当該期末配当という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先と登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当を手車日の属を発酵、大変有に対し、対象配当を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったときの以下で関比、当該配当を手車日の属の配きを対した場合、当該配当を手車日の間に当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該配種優先株式を取得した場合、当該配種優先株式を取得した場合、当該配種優先株式を取得した場合、当該配種優先株式を取得した場合、当該A種優先来式を取得した場合、当該A種優先来式を取得した場合、当該A種優先来式を取得した場合、当該A種優先来式を取得した場合、対は、100株とは、10	現行定款	変 更 案
第5条 当会社の発行可能株式総数は、19,800,000株とする。		22 22 217
19,800,000株とする。 19,801,500株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 19,800,000株 (単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。 (利設) (新設) (新設) 第2章の2 A種優先株式 (A種優先株式 (A種優先株式 (C)き1株とする。) 第1条の2 当会社は、期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式」を有する株主(以下「普通株式で登録株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式で質権名に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式で音が表述という。)又はA種優先株式」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又は1種優先登録株式質権者に対し中間配当の長空、2という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該及種優優先株式を取得した場合、当該及種優優先株式を取得した場合、当該及種優優先株式を取得した場合、当該及種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優優先株式を取得した場合、当該系種優免株式を取得した場合、当該系種優免株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優免株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種優先株式を取得した場合、当該系種屋の表種屋の表種屋の表種屋の表種屋の表種屋の表種屋の表種屋の表種屋の表種屋の表	1 -	
(単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、 19,800,000株 A種優先株式 1,500株 (単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、 道様式につき100株とし、A種優先株式 (こつき1株とする。 (新設) 第2章の2 A種優先株式 (A種優先株式 (A種優先株式 (A種優先配当金)第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当を行うときは、当該財末配当又は中間配当を指する機差での最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式の登録株式を有する株主(以下「各種のの最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者(以下「普通登録株式 1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭に下「優先配当金」という。)を金銭に下、「優先配当金」という。)を金銭に下、「優先配当金」という。)を金銭に下、「優先配当金」という。)を金銭に下、「優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種種優先株式につき当該期末配当又は中間配	I and the second	
する。 普通株式 19,800,000株 A種優先株式 1,500株 19,800,000株 A種優先株式 1,500株 19,800,000株 1,500株 1,500k 1,500	<u>19,800,000株</u> とする。	19,801,500株とし、各種類の株式の発
する。 普通株式 19,800,000株 A種優先株式 1,500株 19,800,000株 A種優先株式 1,500株 19,800,000株 1,500株 1,500k 1,500		行可能種類株式総数は、次のとおりと
(単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、音通株式につき100株とする。 (新設) 第6条 当会社の1単元の株式数は、音通株式につき100株とし、A種優先株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。 (新設) 第2章の2 A種優先株式(A種優先株式(A種優先株式)の表達ときは、当該期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当を行うときは、当該経されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式を有する株主(以下「普通機大・工・企・対して、当該経済とは記録されたA種優先株式を有する株主(以下「普通機大・工・企・対して、当該経済とは記録とない。)又は種優先株式の登録株式質権者に対して、当該経済に記載又は記録され、株に、フ・シーンに、シーンに、という。)と、大・の定める範囲を、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先株式質権者に対し中間配当を行ったと、を発えて質性者に対し中間配当を行ったと、対談配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当へ種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
(単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、 100株とする。 (単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、 音通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		' - °
(単元株式数) 第6条 当会社の1単元の株式数は、 100株とする。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		15,000,000//N 15,000,000//N
第6条 当会社の1単元の株式数は、 100株とする。 (新設) 第2章の2 A種優先株式 (A種優先除当金) 第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿 に記載又は記録されたA種優先株式の登録株式 質権者に対して、当該基準日の最終の 株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式。 質権者に対して、当該基準日の最終の 株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式。 質権者に対して、当該基準日の最終の 株主名簿に記載又は記録された通牒 式を有する株主(以下「普通株主」と いう。)又は各種優先株式の登録株式 質権者に対しで、当該基準日の最終の 株主名簿に記載又は記録された通牒 式を有する株式(以下「普通殊主」と いう。)に先立ち、法令の定める範囲内 において、A種優先株式1株につき、 本条第2項に定める額の配当金(以下 「優先配当金」という。)を金銭に下 支払う。ただし、当該期末配当の基準 日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登 録株式質権者に対し中間配当を行った とき(以下、当該配当金を「中間優先 配当金」という。)は、その額を控除 した金額とする。また、当該期末配当が 行われる日までの間に、当会社がA種 優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該期末配当又は中間配		
第6条 当会社の1単元の株式数は、 100株とする。 (新設) 第2章の2 A種優先株式 (A種優先除当金) 第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式、で変け、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された再当という。)又は各種優先株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)と、大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 (単元株式数)	 (単元株式数)
通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。 第2章の2 A種優先株式(A種優先配当金)第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当の基準目の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定りなの配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先を配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当り又は中間配当の基準日から当該末配当り又は中間配当の基準日から当該末配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配	1 -	! ·
(新設) 第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通機た株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式質権者の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配	I and the second	
(新設) 第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式の登録株式質権者に対して、当該録本式質権者に対して、当該基本は関権者(以下「普通登録株式質権者」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金をで中間優先株式質権者に対し中間配当をを行いときの以下、当該配当金を行いたときの以下、当該配当金を行いたときの以下、当該記当金を行いた。」という。)は、その額を定除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配	100杯とする。	
(A種優先配当金) 第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式」質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式」質権者に対して、当該場本式の質様者」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を手口の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当をを「中間を当を対して、当該配当金を「中間を生産」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当該利利種優先株式を取得した場合、当該A種優優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優優先株式を取得した場合、当該A種優	/ ☆广→□ \	
第11条の2 当会社は、期末配当又は中間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式を育する株主(以下「A種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の属する事業年度中の11月30日を基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先を登録株式質権者に対し中間配当を手口の属する事業では、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式でのき当該期末配当又は中間配	(新設)	
間配当を行うときは、当該期末配当又は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該財末配当の属する事業年度中の11月30日を基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を長登録株式質権者に対し中間配当を基準日としてA種優先株主又はA種優先監算を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
は中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
に記載又は記録されたA種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式でのき当該期末配当又は中間配		
いう。)又はA種優先株式の登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式10、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式でのき当該期末配当又は中間配		<u>に記載又は記録されたA種優先株式を</u>
質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		有する株主(以下「A種優先株主」と
株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		いう。)又はA種優先株式の登録株式
株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		質権者に対して、当該基準日の最終の
いう。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		株主名簿に記載又は記録された普通株
者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		式を有する株主(以下「普通株主」と
う。)に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
において、A種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
本条第2項に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
日の属する事業年度中の11月30日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
録株式質権者に対し中間配当を行ったとき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該期末配当又は中間配当の基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期末配当又は中間配		
とき(以下、当該配当金を「中間優先配当金」という。)は、その額を控除 した金額とする。また、当該期末配当 又は中間配当の基準日から当該配当が 行われる日までの間に、当会社がA種 優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該期末配当又は中間配		
配当金」という。)は、その額を控除 した金額とする。また、当該期末配当 又は中間配当の基準日から当該配当が 行われる日までの間に、当会社がA種 優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該期末配当又は中間配		
した金額とする。また、当該期末配当 又は中間配当の基準日から当該配当が 行われる日までの間に、当会社がA種 優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該期末配当又は中間配		
又は中間配当の基準日から当該配当が 行われる日までの間に、当会社がA種 優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該期末配当又は中間配		
行われる日までの間に、当会社がA種 優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該期末配当又は中間配		
優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該期末配当又は中間配		
先株式につき当該期末配当又は中間配		
W-7-5-1		
<u>当を行つことを要しない。</u>		<u>当を行うことを要しない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>2</u> 優先配当金の額は、A種優先株式
	1株につき、以下の算式に基づき計
	<u>算される額とする。ただし、除算は</u>
	最後に行い、円単位未満小数第3位
	まで計算し、その小数第3位を四捨
	五入する。A種優先株式1株当たり
	の優先配当金の額は、A種優先株式
	の 1 株当たりの払込金額に年率
	8.0%を乗じて算出した金額につい
	て、当該剰余金の配当の基準日の属
	する事業年度の初日(ただし、当該
	剰余金の配当の基準日が2018年5月
	31日に終了する事業年度に属する場
	合は、払込期日)(同日を含む。)
	から当該剰余金の配当の基準日(同
	日を含む。)までの期間の実日数に
	<u>つき、1年を365日として日割計算</u>
	により算出される金額とする。
	 3 ある事業年度に属する日を基準日
	としてA種優先株主又はA種優先登録
	株式質権者に対して行われた1株当
	たりの剰余金の配当の総額(以下に
	定める累積未払優先配当金の配当を
	除く。)が、当該事業年度の末日を
	基準日として計算した場合の優先配
	当金の額に達しないときは、その不
	足額は翌事業年度以降に累積する。
	累積した不足額(以下「累積未払優
	先配当金」という。)については、
	当該翌事業年度以降、優先配当金並
	びに普通株主及び普通登録株式質権
	者に対する剰余金の配当に先立ち、
	A種優先株主又はA種優先登録株式質
	権者に対して配当する。
	4 当会社は、A種優先株主又はA種優
	先登録株式質権者に対して、優先配
	当金及び累積未払優先配当金の合計
	額を超えて剰余金の配当を行わな
	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>

現行定款	変 更 案
(新設)	(残余財産の分配) 第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、本条第2項に定める金額を支払う。
	2 残余財産分配額 (1)基本残余財産分配額 A種優先株式1株当たりの残余 財産分配額は、第11条の4第2 項(1)に定める基本償還価額 算式(ただし、基本償還価額算 式における「償還請求日」は 「残余財産分配日」(残余財産 の分配が行われる日をいう。以 下同じ。)と読み替えて適用す る。)によって計算される基本 償還価額相当額(以下「基本残 余財産分配額」という。)とす る。)
	(2) 控除価額 本項(1)にかかわらず、残余 財産分配日までの残余財産分配日までのの間に支払和日までのの間に支払配所を優先配当金(払われた優先配当金人がでのでのでのでは、大阪でのでのでは、大阪でのでのでは、大阪でのでは、大阪でのでは、大阪でのでででは、大阪の大阪では、大阪でのでは、大阪でのでは、大阪でのでは、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪

現行定款	変 更 案
	3 A種優先株主又はA種優先登録株式 質権者に対しては、本項(1)のほ か残余財産の分配を行わない。
(新設)	(金銭を対価とする償還請求権) 第11条の4 A種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換遺請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該か力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、本条第2項に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
	2 償還価額 (1)基本償還価額 A種優先株式1株当たりの償還 価額は、以下の算式によって計 算される額(以下「基本償還価 額」という。)とする。
	(基本償還価額算式) 基本償還価額 = 1,000,000円 x (1+ 0.08) m+n/365 払込期日(同日を含む。)から償還請求 日(同日を含む。)までの期間に属する 日の日数を「m年とn日」とする。

現行定款	変 更 案
13 72 07	(2)控除価額
	<u>(2)江水岡駅</u> 本項(1)にかかわらず、償還
	請求日までの間に支払われた優
	先配当金(償還請求日までの間)
	に支払われた中間優先配当金及
	び累積未払優先配当金を含み、
	以下「償還請求前支払済優先配」
	<u>以下 関係明示的文仏が優先的</u> 当金」という。)が存する場合
	<u> コ </u>
	の償還価額は、次の算式に従っ
	の資格価額は、次の昇れに使う て計算される価額を基本償還価
	額から控除した額とする。な
	お、償還請求前支払済優先配当
	<u>の、資格明外的文仏海優光配当</u> 金が複数回にわたって支払われ
	<u>た場合には、慢感明不削支払力</u> 優先配当金のそれぞれにつき控
	除価額を計算し、その合計額を
	基本償還価額から控除する。
	 (控除価額算式)
	<u>(ユニトトド </u>
	x (1+0.08) x+y/365
	償還請求前支払済優先配当金の支払日
	(同日を含む。)から償還請求日(同日
	を含む。)までの期間に属する日の日数
	│ <u>を「x年とy日」とする。</u> │
	3 償還請求の効力は、償還請求書が
	当会社本店に到着した時に発生す
	<u>る。</u>

現行定款	変 更 案
(新設)	(金銭を対価とする取得条項)
	第11条の5 当会社は、いつでも、当会
	社の取締役会が別に定める日(以下
	「強制償還日」という。)の到来を
	もって、A種優先株主又はA種優先登録
	株式質権者の意思にかかわらず、当会
	社がA種優先株式の全部又は一部を取
	得するのと引換えに、当該日における
	分配可能額を限度として、A種優先株
	主又はA種優先登録株式質権者に対し
	て、本条第2項に定める金額の金銭を
	交付することができる(以下、この規
	定によるA種優先株式の取得を「強制
	償還」という。)。なお、A種優先株
	式の一部を取得するときは、取得する
	A種優先株式は、抽選、比例按分その
	他の方法により当会社の取締役会にお
	いて決定する。
	2 強制償還価額
	A種優先株式1株当たりの強制
	信還価額は、第11条の4第2項
	(1)に定める基本償還価額算
	式(ただし、基本償還価額算式
	における「償還請求日」は「強
	制償還日」と読み替えて適用す
	る。)によって計算される基本
	償還価額相当額(以下「基本強
	制償還価額」という。)とす
	<u>る。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(2) 控除価額 本項(1)にかかわらず、強制 償還日までの間に支払われた優 先配当金(強制償還日までの間 に支払われた中間優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金を場合した。 (2) が存する。 (4) がおする。 (4) がおする。 (5) が表する。 (5) が表する。 (6) が表する。 (6) が表する。 (7) が表する。 (7) が表する。 (7) が表する。 (8) が表する。 (7) が表する。 (8) が表する。 (8) が表する。 (8) が表する。 (8) が表する。 (8) が表する。 (9) が表する。 (1) があります。 (1) があります。 (1) が表する。 (1) があります。 (1) が
(新設)	(普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の6 A種優先株主は、いつで も、法令上可能な範囲内で、当会社が A種優先株式の全部又は一部を取得す るのと引換えに、本条第2項に定める 算定方法により算出される数の当会社 の普通株式をA種優先株主に対して交 付することを請求(以下「転換請求」 といい、転換請求がなされた日を「転 換請求日」という。)することができ る。なお、本条第2項に規定する算定 方法に従い、A種優先株主に交付され る普通株式数を算出した場合におい て、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当会社は、当該端数 の切捨てに際し、当該転換請求を行っ たA種優先株主に対し会社法第167条第 3項に定める金銭を交付することを要 しない。

現行定款	変 更 案
	2 取得と引換えに交付すべき財産 (1)本条に基づき、当会社がA種優 先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。
	(算式) A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 = A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数 * 本種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数 * 基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額自算式にあける「償還請求日」を「転換請求日」を「転換請求日」を「転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた中間優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額
	(2)転換価額 イ 当初転換価額 当初転換価額 当初転換価額は、1,003円とする。 ロ 転換価額の修正 転換価額は、2018年5月31日以降の毎年5月31日及び11月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相類でする金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当転換価額」という。換価額が当転換価額」という。換面額が当下限転換価額」という。換面額が下限転換価額ときは、修正後気の過差された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

現行定款	1 1
現行定款	変 更 案 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。八 転換価額の調整 (a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整す」という。
	整式」という。)をもって転換価額(上記口に基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。 調整後転換価額 = 調整前転換価額×(既発行普通株式数 + (交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷時価))÷(既発行普通株式数+交付普通株式数)
	転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のフちまだ。
	交付されていない普通株式の 数を加えた数とする。

現行定款	変 更 案
73 13 72 37	転換価額調整式で使用する
	「交付普通株式数」は、普通
	株式の株式分割が行われる場
	│
	ける当会社の有する普通株式
	に関して増加した普通株式数
	を含まない。)とし、普通株
	式の併合が行われる場合に は、株式の併合により減少す
	る普通株式数(効力発生日に
	おける当会社の有する普通株
	式に関して減少した普通株式
	数を含まない。)を負の値で
	表示して使用するものとす る。
	<u>で。</u> 転換価額調整式で使用する
	「1株当たりの払込金額」
	は、下記(b)(i)の場合は当該
	払込金額(金銭以外の財産を 出資の目的とする場合には適
	正な評価額、無償割当ての場
	合は0円とする。)、下記
	(b)(ii)及び(iv)の場合は 0
	円とし、下記(b)(iii)の場合 は取得請求権付株式等(下記
	(b)(iii)に定義する。)の交
	付に際して払込みその他の対
	│
	日本の表現である。 で普通株式の交付を請求でき
	る新株予約権の場合には、そ
	の行使に際して出資される財
	産の価額を加えた額とす る。)から、その取得、転
	<u>る。 / から、との取得、報</u> 換、交換又は行使に際して取
	得請求権付株式等の所持人に
	交付される普通株式以外の財
	産の価額を控除した金額を、
	での取得、転換、交換をは1] 使に際して交付される普通株
	式の数で除した金額(下記)
	(b)(iii)において「対価」と
	<u>いう。)とする。</u> (b) 転換価額調整式によりA種優
	<u>(b) 転換価額調整式によりA種優</u> 先株式の転換価額の調整を行
	う場合及びその調整後の転換
	価額の適用時期については、
	次に定めるところによる。

田石中数	* E &
現 行 定 款	変 更 案
	(i) 下記(c)(ii)に定める時価
	を下回る払込金額をもって
	普通株式を交付する場合
	(無償割当ての場合を含
	む。) (ただし、当会社の
	交付した取得請求権付株
	式、取得条項付株式若しく
	は取得条項付新株予約権
	(新株予約権付社債に付さ
	れたものを含む。以下本八
	において同じ。)の取得と
	引換えに交付する場合又は
	普通株式の交付を請求でき
	る新株予約権(新株予約権
	付社債に付されたものを含
	む。以下本八において同
	じ。)その他の証券若しく
	は権利の転換、交換又は行
	使により交付する場合を除
	<u> </u>
	調整後の転換価額は、払込
	期日(募集に際して払込期
	間が設けられたときは当該
	払込期間の最終日とする。
	以下同じ。)又は無償割当
	ての効力発生日の翌日以降
	これを適用する。ただし、
	当会社の普通株主に募集株
	式の割当てを受ける権利を
	与えるため又は無償割当て
	のための基準日がある場合
	は、その日の翌日以降これ
	を適用する。
	(ii) 普通株式の株式分割をする
	場合
	調整後の転換価額は、普通
	株式の株式分割のための基
	準日の翌日以降これを適用
	<u>する。</u>

現行定款	変 更 案
	(iii) 取得請求権付株式、取得条 項付株式若しくは取得条項
	付新株予約権であって、そ
	の取得と引換えに下記(c) (ii)に定める時価を下回る
	対価をもって普通株式を交
	付する定めがあるものを交 付する場合 (無償割当ての
	場合を含む。)、又は下記 (c)(ii)に定める時価を下
	回る対価をもって普通株式
	の交付を請求できる新株予 約権その他の証券若しくは
	権利を交付する場合(無償
	割当ての場合を含む。) 調整後の転換価額は、交付
	される取得請求権付株式、 取得条項付株式若しくは取
	報告が現代がは石の人は取得条項付新株予約権、又は
	新株予約権その他の証券若 しくは権利(以下「取得請
	求権付株式等」という。)
	の全てが当初の条件で取 得、転換、交換又は行使さ
	れ普通株式が交付されたも のとみなして転換価額調整
	式を準用して算出するもの
	とし、交付される日又は無 償割当ての効力発生日の翌
	日以降これを適用する。た だし、普通株主に取得請求
	権付株式等の割当てを受け
	る権利を与えるため又は無 償割当てのための基準日が
	ある場合は、その日の翌日
	以降これを適用する。 上記にかかわらず、取得、
	転換、交換又は行使に際し て交付される普通株式の対
	価が上記の時点で確定して
	いない場合は、調整後の転 換価額は、当該対価の確定
	時点で交付されている取得 請求権付株式等の全てが当
	該対価の確定時点の条件で
	取得、転換、交換又は行使 され普通株式が交付された
	ものとみなして転換価額調 整式を準用して算出するも
	のとし、当該対価が確定し
	た日の翌日以降これを適用 する。

現行定款	変 更 案
	(iv) 普通株式の併合をする場合
	調整後の転換価額は、株式 の併合の効力発生日以降こ
	<u>の併日の知り発生日以降と</u>
	(c)(i) 転換価額調整式の計算につ
	いては、円単位未満小数第
	<u>2 位まで算出し、その小数</u>
	(ii) 転換価額調整式で使用する
	時価は、調整後の転換価額
	<u>を適用する日に先立つ45取 </u> 引日目に始まる30取引日の
	東証における普通株式の普
	通取引の毎日の終値(気配
	表示を含む。)の平均値
	円単位未満小数第2位まで
	第出し、その小数第2位を
	│ <u>四捨五入する。)とする。</u>
	調整を必要とする場合以外に
	も、次に掲げる場合に該当す ると当会社取締役会が合理的
	<u>ると当会社収録技会が日達的</u> に判断するときには、当会社
	は、必要な転換価額の調整を
	<u>行う。</u> (i) 当会社を存続会社とする合
	併、他の会社が行う吸収分
	割による当該会社の権利義
	務の全部又は一部の承継、
	式交換による当該株式会社
	の発行済株式の全部の取得
	のために転換価額の調整を
	(ii) 転換価額を調整すべき事由
	<u>が 2 つ以上相接して発生</u>
	<u>し、一方の事由に基づく調 </u> 整後の転換価額の算出に当
	たり使用すべき時価につ
	き、他方の事由による影響 を考慮する必要があると
	<u>後与恩する必安がめると</u> き。
	(iii) その他当会社の発行済普通
	株式の株式数の変更又は変
	<u>その可能性の生じる事品の </u> 発生により転換価額の調整
	を必要とするとき。

現 行 定 款	変 更 案			
現行定款	変 更 案 (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。たされた調整は繰り起されて、とうの調整の計算において目の調整の計算において目の調整を行うときは、当会社は、あらいじの事由、の重整前の転換価額及び日本のにその調整を行うの転換である。ただの調整を行うの転換である。地必要な事は、あらいときは、当会社は、あらいじのの事はのでを株価額及び可を株性必要な事はできないとと書いての前日まができないとこれを行う。			
	3 転換請求の効力は、転換請求書が 当会社本店に到着した時に発生す る。			
(新設)	(議決権) 第11条の7 A種優先株主は、法令に別 段の定めのある場合を除き、株主総会 において、議決権を有しない。			
(新設)	(株式の併合又は分割等) 第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。			
(新設)	(A種優先株式に係る譲渡制限) 第11条の9 譲渡によるA種優先株式の 取得については、取締役会の承認を要 する。			

第2号議案 第三者割り当てによる優先株式発行の件 第三者割当の方法により新たにA種優先株式を発行する。 (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	33,789	1,042	-	(注)1	可決 96.8
第2号議案 第三者割り当てによる 優先株式発行の件	33,716	1,115	-	(注)2	可決 96.6

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により 各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、 賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上